

平成六年法律第三号

衆議院議員選挙区画定審議会設置法
(設置)

第一条 内閣府に、衆議院議員選挙区画定審議会

(以下「審議会」という。)を置く。

第二条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

(改定案の作成の基準)

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口(最近の国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項の規定による日行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上ならないようにすることとし、行政区分、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)の合計数が公職選挙法(昭和二年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)の結果による勧告は、国勢調査の実施に當たるものとする。

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。)

の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となつたときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、第二条の規定による勧告を行うものとする。

(国会への報告)

第五条 内閣総理大臣は、審議会から第二条の規定による勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第六条 審議会は、委員七人をもつて組織する。

委員は、国会議員以外の者であつて、識見が高く、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることができるものうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同様に任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定にかかる部局若しくは機関のうちから、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一
般規定等の特例)

第七条 審議会は、第二条に規定する事務をつかさどるほか、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第十号)の公布の日から施行する。

(所掌事務等の特例)

第八条 審議会は、第二条に規定する事務をつかさどるほか、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第十号)による改正後の公職選

選出議員の選挙区の画定に關し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

第三条の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

附則 (平成六年三月一一日法律第一
号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一一年七月一六日法律第一
二号)

抄

(施行期日)

○二号

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

(施行期日)

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(職員の身分引継ぎ)

抄

(資料提出その他の協力)

抄

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「新府省」という。)の職員(国家行政組織

法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会

議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに、これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるもの相当の職員となるものとする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他のこの法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日)

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)による改正後の公職選

選出議員の選挙区の画定に關し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

第三条の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

附則 (平成六年三月一一日法律第一
二号)

抄

(施行期日)

○二号

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(職員の身分引継ぎ)

抄

(資料提出その他の協力)

抄

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農

林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「新府省」という。)の職員(国家行政組織

法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会

議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに、これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるもの相当の職員となるものとする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他のこの法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日)

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)による改正後の公職選

選出議員の選挙区の画定に關し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

第三条の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

附則 (平成六年三月一一日法律第一
二号)

抄

(施行期日)

○二号

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(職員の身分引継ぎ)

抄

(資料提出その他の協力)

抄

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農

林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「新府省」という。)の職員(国家行政組織

法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会

議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに、これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるもの相当の職員となるものとする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他のこの法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日)

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)による改正後の公職選

選出議員の選挙区の画定に關し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

第三条の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

附則 (平成六年三月一一日法律第一
二号)

抄

(施行期日)

○二号

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(職員の身分引継ぎ)

抄

(資料提出その他の協力)

抄

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農

林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「新府省」という。)の職員(国家行政組織

法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会

議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに、これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるもの相当の職員となるものとする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他のこの法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日)

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)による改正後の公職選

選出議員の選挙区の画定に關し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

第三条の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

附則 (平成六年三月一一日法律第一
二号)

抄

(施行期日)

○二号

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(職員の身分引継ぎ)

抄

(資料提出その他の協力)

抄

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農

林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「新府省」という。)の職員(国家行政組織

法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会

議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに、これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるもの相当の職員となるものとする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他のこの法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日)

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)による改正後の公職選

選出議員の選挙区の画定に關し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

第三条の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

附則 (平成六年三月一一日法律第一
二号)

抄

(施行期日)

○二号

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(職員の身分引継ぎ)

抄

(資料提出その他の協力)

抄

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農

林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「新府省」という。)の職員(国家行政組織

法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会

議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに、これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるもの相当の職員となるものとする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他のこの法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日)

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)による改正後の公職選

選出議員の選挙区の画定に關し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

第三条の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

附則 (平成六年三月一一日法律第一
二号)

抄

(施行期日)

○二号

抄

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(職員の身分引継ぎ)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(今次の改定案に関する特例)

第四条 第三条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。)第二条の規定による今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区(次項において単に「選挙区」という。)の数は、附則別表で定める数とする。

新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかるず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によつて行わなければならない。

一 各選挙区の人口は、人口(官報で公示された平成二十二年の国勢調査の結果による確定した人口をいう。以下この項において同じ。)の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であつて、かつ、当該人口の二倍未満であること。

二 選挙区の改定案の作成は、第二条の規定による改正前の公職選挙法(以下この号において「旧公職選挙法」という。)別表第一に掲げる選挙区のうち次に掲げるものについての選挙区画地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 前号の都道府県の区域内の選挙区

ロ 附則別表に掲げる都道府県の区域内の選挙区の数が、旧公職選挙法別表第一における都道府県の区域内の選挙区の数より減少することとなる都道府県の区域内の選挙区

ハ 前号の基準に適合しない選挙区

二ハに掲げる選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区

新選挙区画定審議会法第四条第一項の規定にかかるず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の改定は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

四 政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則別表(附則第三条関係)

都道府県	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数
北海道	十二
岩手県	四
宮城県	六
青森県	四
秋田県	三
山形県	三
福島県	五
茨城県	七
群馬県	五
栃木県	五
埼玉県	十五
千葉県	十三
東京都	二十五
神奈川県	十八
新潟県	六
富山県	三
石川県	三
岐阜県	五
福井県	二
静岡県	八
山梨県	二
長野県	五
愛知県	十五
三重県	五
滋賀県	四
京都府	六
大阪府	十九
兵庫県	十二
奈良県	四
島根県	二
岡山県	五
広島県	七
徳島県	四
香川県	三
高知県	二
愛媛県	四
佐賀県	二
福岡県	十一

附則(平成二八年五月二七日法律第六九号)

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二八年五月二七日法律第六九号)

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

二 前号に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数

都道府県のうち、当該都道府県の平成二十七年国勢調査人口(平成二十七年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。次項及び次条において同じ。)を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する都道府県 新方式

除外

口 前項第一号に掲げる都道府県の区域内の
小選挙区

ハ 前号の基準に適合しない小選挙区
ニ ハに掲げる小選挙区を前号の基準に適合
させるために必要な範囲で行う改定に伴い
改定すべきこととなる小選挙区

新選挙区画定審議会法第二条の規定による平
成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の
勧告は、新選挙区画定審議会法第四条の規定に
かかるらず、この法律の施行の日から一年以内
においてできるだけ速やかに行うものとする。

5 政府は、平成二十七年の国勢調査の結果に基
づく改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条
の規定による勧告があつたときは、当該勧告に
基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ず
るものとする。

(新公職選挙法別表第一に規定する各選挙区の
議員数)

第三条 新公職選挙法第十三条第一項に規定する
法律で定める新公職選挙法別表第二に規定する
各選挙区（以下この条において「比例選挙区」
といふ。）の議員数は、次の各号に掲げる比例
選挙区の区分に応じ、当該各号に定める数とす
る。

一 百七十六人を衆議院比例代表選出議員の定
数と、平成二十七年の国勢調査を新公職選挙
法第十三条第七項の国勢調査とみなして同項
後段の規定の例により得られる議員数（以下
この号において「新方式比例定数」という。）
が、旧公職選挙法別表第二に規定する各選挙
区の議員数（次号において「改正前比例定
数」という。より少ない比例選挙区のうち、
当該比例選挙区の平成二十七年国勢調査人口
を新方式比例定数で除して得た数が最も少な
い比例選挙区から順次その順位を付した場合
における第一順位から第四順位までに該当す
る比例選挙区 新方式比例定数

二 前号に掲げる比例選挙区以外の比例選挙
区 改正前比例定数

(適用区分)

第四条 新公職選挙法の規定は、一部施行日以後
初めてその期日を公示される衆議院議員の総選
挙（以下この条において「一部施行日以後の初
回の総選挙」といいう。）から適用し、一部施行
日の前日までにその期日を公示された衆議院議
員の総選挙及び一部施行日以後の初回の総選挙
の期日の公示の日の前日までにその期日を告示

される衆議院議員の選挙については、なお從前
の例による。

第五条 (不斷の見直し)

この法律の施行後においても、全国人民を
代表する国会議員を選出するための望ましい選
挙制度の在り方については、民意の集約と反映
を基本としその間の適正なバランスに配慮しつ
つ、公正かつ効果的な代表という目的が実現さ
れるよう、不斷の見直しが行われるものとす
る。

(不斷の見直し)